

善通寺市障がい者活躍推進計画の実施状況

機関名	善通寺市
任命権者	善通寺市長、善通寺市教育委員会
評価年度	令和7年度
目標に対する達成度	
1 採用に対する達成度	<p>【目標】善通寺市の機関全体で合算して6月1日時点の法定雇用率(2.8%)を達成する。</p> <p>【実雇用率】2.78%</p>
2 定着に関する達成度	<p>【目標】不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>【実績】新たに雇用した職員の6か月後の定着率 100%</p> <p>新たに雇用した職員の1年後の定着率 100%</p> <p>不本意な離職は生じなかった。</p>
取り組みに対する実状況	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として、総務部秘書広報課長を選任した。</p> <p>○組織外の関係機関（香川労働局、丸亀公共職業安定所、支援機関）と連携体制を構築している。</p>
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員資格認定講習を1名が受講した。</p> <p>○障がい者からの相談等に対し、職場の上司、支援機関、主治医等と連携することで、問題解決に向けた協議、対応を行っている。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○継続的に職務の選定及び創出についての検討を行っている。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障がい者に対しては、所属長や障害者職業生活相談員による面談等を通じて職務の遂行状況や必要な配慮等を把握することとしている。措置を講じる際には障がい者の要望を踏まえ、適切に行うよう努めている。
(2)募集・採用	<p>○採用選考にあたり、障がい特性を考慮し、必要な配慮を行っている。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定すること ・「自力で通勤できる」、「介助者なしで業務遂行が可能である」、「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられる」といった条件を設定すること ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること <p>○厚生労働省が示している「障害者差別解消指針」及び「合理的配慮指針」を十分に踏まえて対応している。</p>

(3)働き方	○年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進し、体調管理をしながら継続して勤務できる環境整備に努めている。
(4)その他の人事管理	○必要に応じて臨時面談を実施し、業務の状況把握や体調配慮等を行っている。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等による障がい者となった者をいう。）について、職務選定、職場環境、通院への配慮等に努めている。
4 その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進している。

※害の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。